

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人熊本大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、「役員給与規則」において学長にあつては国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、また、学長以外の常勤役員にあつては、同委員会における業績評価及び個々の役員の業務に対する貢献度等を総合的に勘案して賞与(期末特別給)を10%の範囲内で増減できることとしている。なお、平成22年度においては、役員賞与の増減は行っていない。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- 平成22年11月26日からの改定点  
国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、期末特別給について、年間で0.15月減額する改正を行った。  
(6月期を0.05月分、12月期を0.1月分引き下げた。)  
ただし、平成22年12月期については、0.15月分減額する改定を行った。
- 平成22年12月1日からの改定点  
国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、常勤役員の基本給月額について、平均0.2%減額する改正を行った。

理事

法人の長に同じ。

理事(非常勤)

平成22年度においては、非常勤役員の報酬基準の改定は行っていない。  
(非常勤役員については、期末特別手当の支給対象となっていないこと、また、基本給月額については、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律に基づいて決定していないため、給与改定の対象としていない。)

監事

法人の長に同じ。

監事(非常勤)

理事(非常勤)に同じ。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,505	千円 13,644	千円 4,861	千円 0 ( )			
A理事	千円 13,202	千円 8,671	千円 3,255	千円 756 (単身赴任手当) 520 (広域異動手当)		3月31日	◇
B理事	千円 13,984	千円 10,072	千円 3,588	千円 24 (通勤手当) 300 (報償金)		3月31日	
C理事	千円 13,709	千円 10,072	千円 3,588	千円 49 (通勤手当)		3月31日	
D理事	千円 13,684	千円 10,072	千円 3,588	千円 24 (通勤手当)			
E理事	千円 13,738	千円 10,072	千円 3,588	千円 78 (通勤手当)		3月31日	
理事 (非常勤)	千円 3,600	千円 3,600	千円 0	千円 0 ( )			
監事	千円 12,525	千円 8,704	千円 3,101	千円 24 (通勤手当) 696 (単身赴任手当)		3月31日	
監事 (非常勤)	千円 2,449	千円 2,400	千円 0	千円 492 (通勤手当)	4月1日		

注1: 「広域異動手当」とは、職員が在勤する勤務箇所を異にして異動した場合等において、勤務箇所間及び住居と勤務箇所間の距離がいずれも60キロメートル以上であるときに、当該異動の日から3年を経過する日までの間、勤務箇所間の距離に応じて支給する手当をいう。

注2: 「報償金」とは、研究活動において多額の外部資金を獲得し、又は受け入れた者に対して行われる特別表彰に併せて支給されるものである。

注3: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注4: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A	6,285 (49,676)	5 (44)	0 (0)	H23.3.31	—	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度について総合的に勘案し、額の増減は行わないこととした。	
理事B	2,514 (49,676)	2 (37)	0 (0)	H23.3.31	—	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度について総合的に勘案し、額の増減は行わないこととした。	
監事	7,602	7	0	H23.3.31	—	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度について総合的に勘案し、額の増減は行わないこととした。	

注1: 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注2: 理事A、理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、業務の効率化及び効果的な職員配置を行うなど、適切な人員管理を行うことにより、人件費の削減に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与水準については、独立行政法人通則法の準用により「社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めなければならない」とされ、また、閣議決定（H22.11.1）においても、役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請されていることから、人事院勧告は職員の給与水準を決定するうえで最も有力な参考材料と考えている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績の判定については、職員個々の能力及び勤務成績等が適切に給与に反映するよう努めることとし、勤務成績の判定要素及び勤務成績不良者の判断基準を明確に示すことで公正、かつ、透明性の高い人事評価システムを構築することとしている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
給与：昇給	平成18年度に国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与制度の見直しを行ったことにより、平成22年度（平成23年1月）においては、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの勤務成績に応じて、0～8号給（55歳以上の者は0～4号給）の範囲内で昇給させることができるものとした。
給与：昇格	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができることとしている。
賞与：勤勉手当（査定分）	基準日（6月1日及び12月1日）以前6か月以内の期間における人事評価の結果、勤務成績等を踏まえ、これらの勤務成績に応じた支給割合（成績率）を適切に反映させることとしている。

##### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- 平成22年4月1日改正
  - 附属学校主幹教諭の給与として特2級の給与表を新設
  - 公募型の技術職員等の選考採用試験の実施に伴い、一般職(一)基本給表の初任給基準の正規の試験の区分に「学長が特に認める試験」区分を追加
  - 労働規準法の改正に基づき、法定休日を除く時間外勤務が月に60時間を超える場合に支給する割合(25%増)を設定
- 平成22年10月1日改正
  - 副課長職位でユニット長(課長役職)を命じられた者に支給する管理職手当の区分を新設
  - 医学部附属病院に勤務する医師を対象とした新生児医療担当医手当を新設
- 平成23年1月1日改正
  - 国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、職員の基本給月額について、平均0.1%、期末・勤勉手当について、年間で0.2月分減額改正
  - 看護職員について、優秀な人材の確保及び市中病院への流出防止のための処遇改善策として、夜間看護等手当を増額、専門看護師等手当を新設、専門的集中治療病棟・中央手術部勤務の看護職員に対する基本給の調整額を新設
  - 教育職(一)4級の学長特別補佐に対して支給する管理職手当の区分を新設

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	1684	44.9	6,764	4,965	53	1,799
事務・技術	393	42.3	5,303	3,945	66	1,358
教育職種 (大学教員)	820	49.3	8,387	6,107	51	2,280
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	329	37.8	4,847	3,598	38	1,249
技能・労務職種	13	48	5,122	3,806	99	1,316
教育職種 (附属高校教員)	17	45.1	7,383	5,487	64	1,896
教育職種 (附属義務教育学校教員)	31	43.1	6,912	5,166	69	1,746
医療職種 (病院医療技術職員)	75	41.7	5,266	3,890	59	1,376
その他医療職種 (医療技術職員)	4	51.5	5,528	4,116	71	1,412
その他医療職種 (看護師)	2	-	-	-	-	-

任期付職員	1	-	-	-	-	-
教育職種 (大学教員)	1	-	-	-	-	-

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	398	32	4,126	3,254	40	872
事務・技術	39	42.3	3,198	2,416	105	782
教育職種 (大学教員)	36	36.4	4,728	3,577	31	1,151
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	227	27.7	3,782	2,889	27	893
技能・労務職種	9	54.6	3,754	2,832	71	922
医療職種 (病院医療技術職員)	45	29.4	3,700	2,817	54	883
診療助手	3	35.5	5,024	5,024	20	0
特定事業教員 (年俸制適用なし)	3	46.2	6,816	5,124	56	1,692
特定事業教員 (年俸制適用あり)	19	36.6	7,128	7,112	26	16
寄附講座教員 (年俸制適用なし)	10	44.8	7,241	5,338	54	1,903
寄附講座教員 (年俸制適用あり)	4	48.5	8,557	8,532	21	25
コーディネーター	3	33.5	3,604	3,604	52	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、再任用職員は該当者がいないため、表の作成を省略した。

注3:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」及び「任期付職員」については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員をいう。

注5:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員をいう。

注6:常勤職員の「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外に勤務する臨床検査技師、視能訓練士をいう。

注7:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外に勤務する看護師をいう。

注8:任期付職員については、「事務・技術」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため表の作成を省略した。

注9:非常勤職員の「技能・労務職種」とは、看護助手、教務助手及び自動車運転手をいう。

注10:非常勤職員の「診療助手」とは、病院において医員及び医員(研修医)の指導、臨床教育の補助並びに診療に従事し、必要に応じ、診療に関する研究に従事する職員をいう。

注11:非常勤職員の「特定事業教員」とは、外部資金等による特別事業又は教育研究プロジェクト事業等において、研究又は研究支援を行うほか、当該研究又は研究支援の分野に属する授業、研究指導又は授業補助に従事する職員をいう。

注12:非常勤職員の「寄附講座教員」とは、寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲で、教育、研究又は診療に従事する職員をいう。

注13:非常勤職員の「コーディネーター」とは、国際拠点創出の戦略的推進プロジェクト事業に従事する職員をいう。

注14:非常勤職員の「特定事業教員」及び「寄附講座教員」については、年俸制が適用される者と適用されない者が存在することから、それぞれについて表を作成した。

注15:非常勤職員の「特定事業教員」及び「寄附講座教員」のうち、年俸制が適用される者については、期末手当の支給はないが、研究活動において多額の外部資金を獲得し、又は受け入れた者に対して行われる特別表彰に併せて支給される報償金の支給を受けた者がおり、その者については、便宜的に期末手当欄に報償金額を計上したため、「平成22年度の年間給与額(平均)のうち賞与」分が計上されている。

[ 年俸制適用者 ]

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員(年俸制)	1	-	-	-	-	-
教育職種 (大学教員)	1	-	-	-	-	-

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員(年俸制)	29	37.8	6,743	6,729	28	14
診療助手	3	35.5	5,024	5,024	20	0
特定事業教員 (年俸制適用あり)	19	36.6	7,128	7,112	26	16
寄附講座教員 (年俸制適用あり)	4	48.5	8,557	8,532	21	25
コーディネーター	3	33.5	3,604	3,604	52	0

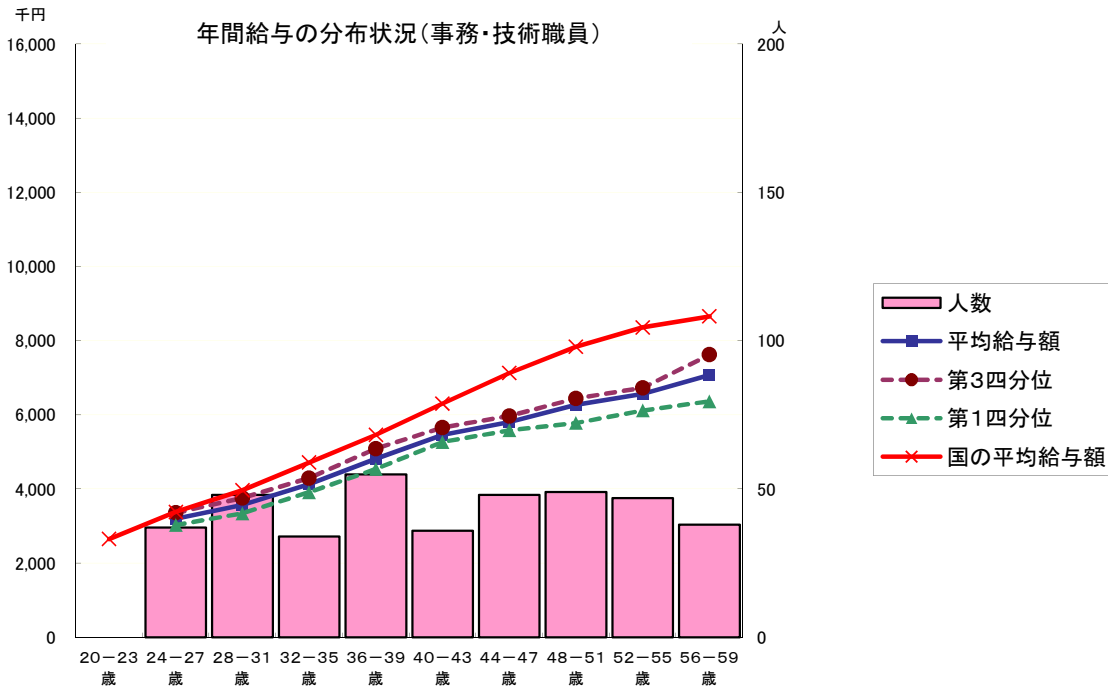
注1: 常勤職員、在外職員及び再任用職員は該当者がいないため表の作成を省略した。

注2: 任期付職員(年俸制)については、「事務・技術」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は該当者がいないため表の作成を省略した。

注3: 任期付職員(年俸制)の「教育職種(大学教員)」については、該当者が1人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4: 非常勤職員の「特定事業教員」及び「寄附講座教員」については、「特定事業教員」及び「寄附講座教員」のうち年俸制が適用される者のみについて表を作成した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

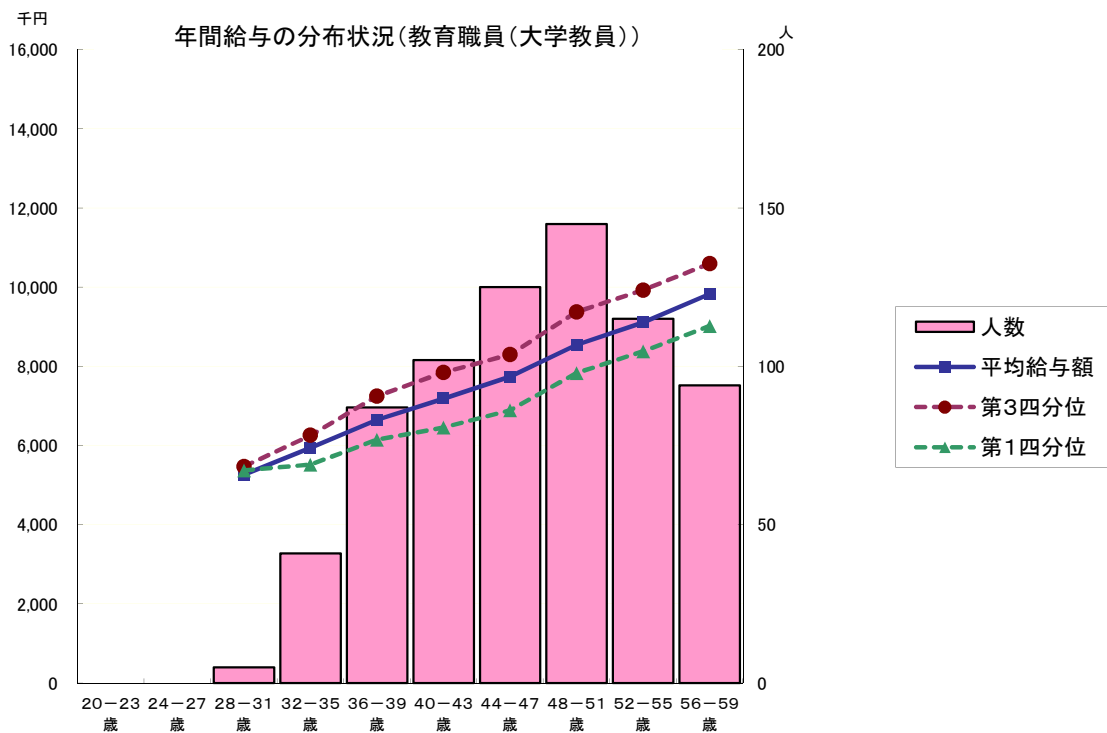
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	4	58.5	-	9,417	-
課長	22	53.8	7,557	7,817	8,167
副課長	41	53.8	6,445	6,650	6,759
係長	168	46.3	5,380	5,695	6,038
主任	42	39.5	4,387	4,835	5,096
係員	116	30.7	3,225	3,587	3,881

注: 20-23歳の年齢階層については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額、第1四分位及び第3四分位の折れ線グラフは表示していない。

注: 部長については、該当者が4名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位の年間給与額は表示していない。

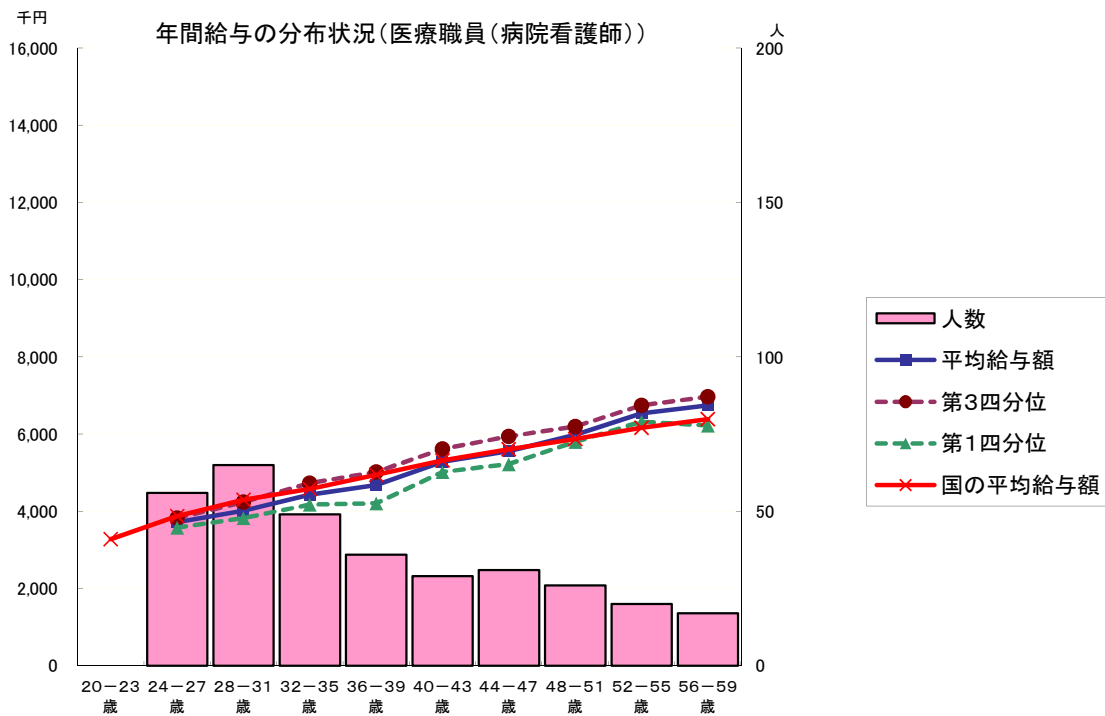




(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	331	55.4	9,194	9,941	10,519
准教授	247	47.1	7,543	7,905	8,347
講師	67	47.2	7,046	7,535	8,093
助教	174	41.7	5,849	6,212	6,621
助手	1	-	-	-	-

注： 助手については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
		平均		
看護部長	1	—	—	—
副看護部長	3	55.5	—	7,486
看護師長	30	50.1	6,092	6,377
副看護師長	69	44.1	4,975	5,545
看護師	226	33.9	3,813	4,323

注：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は、記載していない。

注：副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については、記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

○事務・技術職員

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位			部長	部長	課長	課長 副課長 技術専門員
人員(割合)	393 ( )	該当者なし ( )	1 ( 0.3% )	1 ( 0.3% )	8 ( 2.0% )	28 ( 7.1% )
年齢(最高～最低)		}	}	}	59～50	59～40
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 6,627～5,730	千円 6,641～4,453
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 8,864～7,689	千円 8,597～6,162

区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		副課長 係長 技術専門員	係長 主任 技術専門職員	主任 係員 技術職員	係員 技術職員
人員(割合)		51 ( 13.0% )	180 ( 45.8% )	71 ( 18.1% )	53 ( 13.5% )
年齢(最高～最低)		59～47	58～33	46～28	52～23
所定内給与年額(最高～最低)		千円 6,197～4,325	千円 4,879～2,869	千円 3,728～2,422	千円 3,030～1,929
年間給与額(最高～最低)		千円 8,259～5,944	千円 6,483～3,865	千円 4,933～3,254	千円 4,033～2,578

注：8級及び7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

○教育職員(大学教員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師 准教授	助教 助手	教務職員
人員(割合)	820 ( )	330 ( 40.2% )	248 ( 30.2% )	67 ( 8.2% )	175 ( 21.3% )	該当者なし ( )
年齢(最高～最低)		64～39	64～32	64～34	63～30	}
所定内給与年額(最高～最低)		千円 9,588～4,857	千円 6,847～4,266	千円 6,486～4,271	千円 5,502～3,271	千円 }
年間給与額(最高～最低)		千円 13,257～6,520	千円 9,280～5,927	千円 8,808～5,768	千円 7,254～4,399	千円 }

○医療職員(病院看護師)

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	看護師長 副看護部長	副看護師長 看護師長
人員 (割合)	329人	1人 (0.3%)	1人 (0.3%)	3人 (0.9%)	26人 (7.9%)	73人 (22.2%)
年齢(最高 ～最低)		}	}	}	59～38	58～29
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 5,323～4,058	千円 5,011～3,227
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 7,331～5,664	千円 6,838～4,276

区分	計	2級	1級
標準的な職位		看護師 助産師	准看護師
人員 (割合)	226人	226人 (68.7%)	該当者なし (0%)
年齢(最高 ～最低)		59～24	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 4,737～2,454	千円 }
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 6,407～3,291	千円 }

注：7級及び5級における該当者が3人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

○事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.5	% 66.7	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.5	% 33.3	% 35.3
	最高～最低	% 48.3～33.3	% 39.6～29.2	% 43.8～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 67.6	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.2	% 32.4	% 34.2
	最高～最低	% 45.0～31.4	% 37.9～26.4	% 40.0～29.4

○教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.5	% 64.6	% 62.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 40.5	% 35.4	% 37.8
	最高～最低	% 56.8～33.6	% 45.7～29.7	% 48.0～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.2	% 67.8	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.8	% 32.2	% 34.4
	最高～最低	% 59.0～31.5	% 43.5～27.4	% 46.8～30.5

○医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.8	% 60.5	% 58.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 44.2	% 39.5	% 41.7
	最高～最低	% 48.8～42.3	% 43.5～37.9	% 46.0～40.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 66.2	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 38.1	% 33.8	% 35.8
	最高～最低	% 42.3～32.5	% 37.9～28.7	% 40.0～30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	83.9
対他の国立大学法人等	96.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	94.9
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	98.1
対他の国立大学法人等	98.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 83.9	
	参考	地域勘案 91.3 学歴勘案 82.8 地域・学歴勘案 90.8
国に比べて給与水準が 高く なっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.3% (国からの財政支出額 17,117百万円、支出予算の総額 45,840百万円：平成22年度 予算)	
	【検証結果】 本学の給与水準は、「職員の給与水準について、社会一般の情勢に適合しなけれ ばならない」旨定めた、独立行政法人通則法及び閣議決定の趣旨に則り、基本的に 国家公務員の給与水準を参考としていることから、本学の給与水準は適切であると考 える。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)	
講ずる措置	引き続き国家公務員の給与水準を参考としていく。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 98.1	
	参考	地域勘案 100.4 学歴勘案 96.8 地域・学歴勘案 98.9
国に比べて給与水準が 高く なっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.3% (国からの財政支出額 17,117百万円、支出予算の総額 45,840百万円：平成22年度 予算)	
	【検証結果】 本学の給与水準は、「職員の給与水準について、社会一般の情勢に適合しなけれ ばならない」旨定めた、独立行政法人通則法及び閣議決定の趣旨に則り、基本的に 国家公務員の給与水準を参考としていることから、本学の給与水準は適切であると考 える。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)	
講ずる措置	引き続き国家公務員の給与水準を参考としていく。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の 教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準 (年額)の比較指標である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	14,589,634	14,663,056	△ 73,422	(△0.5)	-	-
退職手当支給額 (B)	1,333,551	1,216,498	117,053	(9.6)	-	-
非常勤役職員等給与 (C)	5,897,066	5,184,817	712,249	(13.7)	-	-
福利厚生費 (D)	2,459,301	2,271,738	187,563	(8.3)	-	-
最広義人件費 (A+B+C+D)	24,279,552	23,336,109	943,443	(4.0)	-	-

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」については、平成18年度に国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与制度の見直しを行ったこと、平成23年1月から、職員の基本給月額について、平均0.1%、期末・勤勉手当について、年間で0.2月分減額改正したことも影響して、平成22年度においては、対前年度比△0.5% (△73,422千円)の削減となった。

「最広義人件費」については、対前年度比4.0% (943,443千円)の増加となった。

その内訳として、

「退職手当支給額」については、定年退職を含む退職者が前年度に比べると34.3% (36名)増であったことから、対前年度比9.6% (117,053千円)の増加となった。

「非常勤役職員等給与」については、運営費交付金によらない看護師、医療技術職員、外部資金等による有期雇用職員の雇用増加及び賞与引当金の繰入により対前年度比13.7% (712,249千円)の増加となった。

「福利厚生費」については、給与、報酬等支給総額は削減されたものの、非常勤役職員等給与の増加に伴い、対前年度比8.3% (187,563千円)の増加となった。

これまでの総人件費改革の取組としては、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬(基本給、諸手当)及び非常勤職員給与(基本給、諸手当、超過勤務手当)に係る人件費予算相当額(15,893,367千円)について、平成22年度までに概ね5%の削減を図ることとし、平成22年度実績において、△8.2%と当初の削減目標を上回って達成した。また、人件費削減率(補正值)においても、△5.0%と削減目標を達成した。

さらに、今後の取組として「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度から平成23年度までの6年間に、平成17年度における額から△6%以上の人件費削減を行うこととしている。

上記方針の取組状況について、平成18年度においては、給与報酬支給総額は、15,011,749千円であったことから、基準年度から平成18年度までの人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、△5.5%となった。また、人件費削減率(補正值)は、△5.5%となった。

平成19年度においては、給与報酬支給総額は、14,901,711千円であったことから、基準年度から平成19年度までの人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、△6.2%となった。また、人件費削減率(補正值)は、△6.9%となった。

平成20年度においては、給与報酬支給総額は、14,728,963千円であったことから、基準年度から平成20年度までの人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、△7.3%となった。また、人件費削減率(補正值)は、△8.0%となった。

平成21年度においては、給与報酬支給総額は、14,663,056千円であったことから、基準年度から平成21年度までの人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、△7.7%となった。また、人件費削減率(補正值)は、△6.0%となった。

平成22年度においては、給与報酬支給総額は、14,589,634千円であったことから、基準年度から平成22年度までの人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、△8.2%となった。また、人件費削減率(補正值)は、△5.0%となった。

#### 【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考えます。



総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	15,893,367	15,011,749	14,901,711	14,728,963	14,663,056	14,589,634
人件費削減率 (%)		△ 5.5	△ 6.2	△ 7.3	△ 7.7	△ 8.2
人件費削減率(補正值) (%)		△ 5.5	△ 6.9	△ 8.0	△ 6.0	△ 5.0

※注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ 0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。

※注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

※注3: 平成18年度から平成21年度の「給与、報酬等支給総額」については、財務諸表の附属明細書の「役員及び教職員の給与の明細」における承継職員等に係る支給額に改めた。

これに伴い、当該期間の「人件費削減率」及び「人件費削減率(補正值)」についても、上記の額に対する削減率に改めた。

IV 法人が必要と認める事項  
特になし。